
第3編

第3次鎌倉市総合計画第4次基本計画

施策の方針

第1章 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち

第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち

第3章 都市環境を保全・創造するまち

第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち

第5章 安全で快適な生活が送れるまち

第6章 活力ある暮らしやすいまち

第1章

人権を尊重し、 人との出会いを大切にするまち



平和都市宣言石碑

将来都市像

古都としての
風格を保ちながら、
生きる喜びと新しい魅力を
想像するまち

将来目標 1 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち

将来目標 2 歴史を継承し、文化を創造するまち

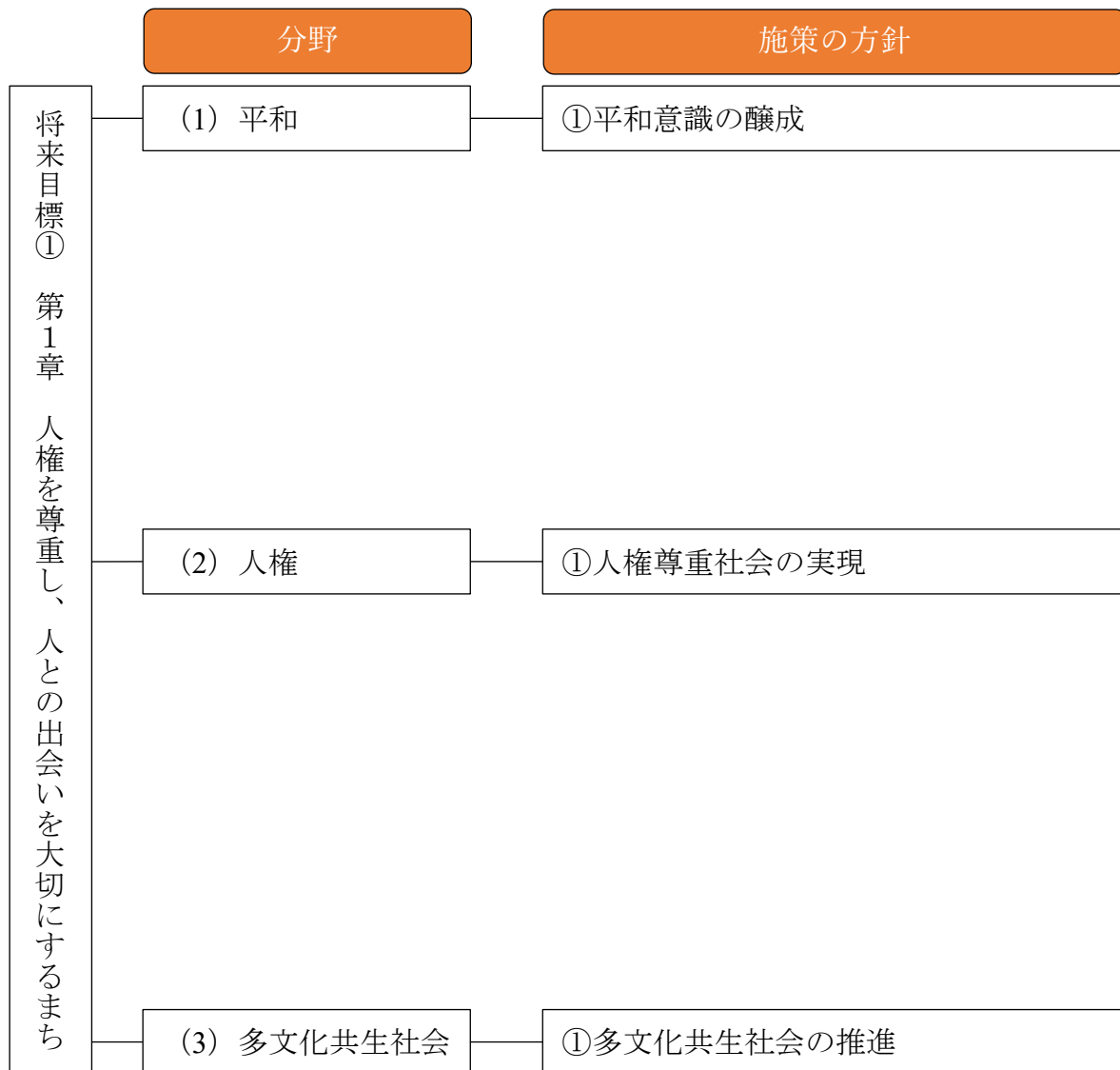
将来目標 3 都市環境を保全・創造するまち

将来目標 4 健やかで心豊かに暮らせるまち

将来目標 5 安全で快適な生活が送れるまち

将来目標 6 活力ある暮らしやすいまち

<関連する SDGs のゴール>



分野(1)平和

施策の方針① 平和意識の醸成

～全世界の人々が平和環境で暮らせるよう、平和意識の醸成に努めます～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 本市は、昭和 33 年（1958 年）に人類普遍の願いである平和を願い、「平和都市宣言」を他の地方公共団体に先駆けて行いました。
- ◆ 「平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」の精神に基づいて、平和のつどいなど平和意識の醸成を図るための平和推進事業を、市民主体で行ってきており、地域社会の平和意識が高いことは本市の特徴であり次世代に引き継ぐべき資産であるといえます。
- ◆ しかしながら、平和推進事業への若い世代の参加が少なく、参加者の高齢化が進んでいます。また、戦争体験者など平和の大切さを直接訴える語り部の方々も高齢化が進み、本市に限らず、全国的に「戦争の語り部」が少なくなっています。

【課題】

- 平和に係る関心の一層の喚起と次世代への継承
- 若い世代を中心とした平和推進事業への参加の促進

目標とするまちの姿

だれもが平和な環境で暮らすことができる世界（社会）を築くため、「平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」の精神を市民間で共有し、鎌倉から平和の大切さを広く世界へ発信しています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 4.7	「平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」の精神に基づき、平和意識の醸成や平和について考える機会を提供するなどにより、市民一人ひとりが平和のために必要なことを考え、地域レベルでの取組を実践することで、人類普遍の願いである平和な社会の実現を目指します。
 16.1	
 17.17	

主な取組

（１）平和意識の醸成

平和意識の醸成や平和について考える機会を広く市民に提供するため、身近な場での啓発事業を実施します。

施策の方針の成果指標

成果指標①	鎌倉市民憲章の認知度			出典	市民アンケート調査		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
令和2年1月							
45.2%	46.0%	47.0%	48.0%	49.0%	50.0%	51.0%	

成果指標②	平和都市宣言の認知度			出典	市民アンケート調査		
初期値	令和2年 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
令和2年1月							
42.5%	43.0%	44.0%	45.0%	46.0%	47.0%	48.0%	

分野(2)人権

施策の方針① 人権尊重社会の実現

～一人ひとりの人権が尊重される社会を目指します～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 本市では、人権をめぐる様々な状況を踏まえ、平成 16 年（2004 年）に、人権施策を推進していくうえでの基本的な方向性を示す「かまくら人権施策推進指針」を策定しました。しかし、今なお、人種や国籍、性別、性的指向や性自認、障害などによる差別や、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス⁵⁸、様々なハラスメント⁵⁹など人権を著しく侵害する犯罪も増加しています。
- ◆ 性別による差別の解消など、男女共同参画⁶⁰社会を実現するためには、なお一層の努力が必要なことから、平成 19 年（2007 年）2 月に「鎌倉市男女共同参画推進条例」を施行しました。しかしながら、市や民間団体等における女性の意思決定過程への参画はいまだ十分とは言えない状況にあります。

【課題】

- 人権意識の啓発及び人権教育の推進
- 多様化する人権問題への対応
- あらゆる分野において、だれもが意欲に応じて参画し活躍できる社会の実現
- 男女共同参画推進のための啓発の強化
- 市及び民間団体等における女性の意思決定過程への参画促進

⁵⁸ 配偶者や恋人など親密な関係にある者、またはあった者から振るわれる暴力。

⁵⁹ 相手が不快に感じる行為。いやがらせ。

⁶⁰ 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

目標とするまちの姿

市民一人ひとりが、社会との関わりを持ち、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、生涯安心して自分らしく暮らすことのできるまちとなっています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット		市としての取組の方向性
	4.7	人権意識の啓発や人権教育の推進など、市民一人ひとりの人権意識の醸成を図り、子どもから高齢者まですべての人が差別をはじめとする人権被害を受けることなく、基本的人権が尊重され、不公平・不平等のない社会を目指します。 また、地域社会や市政運営等、様々な場面でだれもが性別等に関わらず平等に機会を与えられるジェンダー⁶¹平等な社会をつくれます。特に公共分野での意思決定過程においては、女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保します。
	5.1	
	5.2	
	5.4	
	5.5	
	10.3	
	16.1	
	16.2	
	17.17	

⁶¹ 社会的、文化的な性差、性別。生物的な性別（男性・女性）とは異なる多様な概念。

主な取組

(1) 人権意識の醸成

市民一人ひとりが、人権に関心を寄せ、他者を思いやり、行動することができるよう、人権啓発に努めます。

また、関係機関と連携し、人権に関する相談・救済支援体制を充実させるなど、人権施策の推進を図ります。

(2) だれもが参画できる社会の推進

社会のあらゆる分野における活動にだれもが参画できる社会を目指します。

また、政策・方針決定の場など、意思決定過程において、特に女性の参画とともに意見が反映される社会を推進します。

施策の方針の成果指標

成果指標①	人権が尊重される社会となっていると感じる市民の割合			出典	市民アンケート調査		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
令和2年1月							
70.2%	71.0%	72.0%	73.0%	74.0%	75.0%	76.0%	

成果指標②	男性は仕事、女性は家事・育児といった考えに同意しないと回答した市民の割合（性別により固定的な役割分担に対する市民意識）			出典	市民アンケート調査		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
令和2年1月							
19.5%	20.0%	22.0%	24.0%	26.0%	28.0%	30.0%	

分野(3)多文化共生社会

施策の方針① 多文化共生社会の推進

～様々な国籍・文化の人々が安心して暮らせる社会を目指します～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 国際的な移動コストの低下や情報通信サービスの高度化、低コスト化などにより、人、資源、金、技術、情報などが国境を越えて移動するグローバル化がますます加速し、私たちの生活のあらゆる分野に浸透しています。
- ◆ 生産年齢人口が減少する中で、日本で学び、活動する外国人は増え続けており、平成30年（2018年）12月14日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）」により、今後こうした外国人は一層増加すると見込まれています。
- ◆ 市では、市民の多文化共生⁶²社会への関心の喚起と理解促進に向けて、情報提供や啓発の強化、交流の機会提供などに取り組んでいます。

【課題】

- 多文化共生への関心の喚起と理解の促進
- 外国籍市民が暮らしやすい生活環境の整備
- 市民と外国籍市民の交流の機会の充実

⁶² 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

目標とするまちの姿

国籍や民族の異なる人々が互いの文化を認め合い、相互に交流、協力し合うことで、共生社会への取組が進んでいます。また、様々な国籍・文化の人々が安心して快適に生活できる環境が整備されています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 4 質の高い教育を みんなに 4.7	市民・市民団体等との連携による講座やイベント、国際理解教育などを通じ、文化の多様性への理解促進、グローバルシチズンシップ ⁶³ の育成に取り組めます。
 17 パートナシップで 目標を達成しよう 17.17	

主な取組

(1) 国際理解・交流・協力活動への支援・促進

市民・市民団体と連携しながら講座やイベントを開催するとともに、学校教育の場での国際理解教育を通じて、市民の国際理解の促進を図ります。

(2) 外国籍市民が暮らしやすい環境の整備

外国籍市民への行政情報の提供や、学校教育の場での対応の充実に努めます。

⁶³ 地球社会に参画し、責任を有する市民としての意識。

施策の方針の成果指標

成果指標①	国籍や民族の異なる人々が互いの文化を認め合い、相互に交流、協力しあえるまちになっていると感じている市民の割合			出典	市民アンケート調査	
初期値	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)
令和2年1月						
59.8%	60.0%	61.0%	62.0%	63.0%	64.0%	65.0%

成果指標②	外国籍市民が住みやすいと感じている市民の割合			出典	市民アンケート調査	
初期値	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)
令和2年1月						
49.6%	50.0%	51.0%	52.0%	53.0%	54.0%	55.0%